



第二期小平市

概要版

子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

小平市

計画の基本的な考え方

計画の背景

小平市では、平成 24 年 8 月制定の子ども・子育て支援法に基づき、市民の多様な保育・子育ての支援ニーズに応えるため、平成 27 年 3 月に小平市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第一期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

全国的には少子化傾向にあるものの、小平市においてはこれまでの間、就学前児童を中心に児童数が微増し続け、それに伴う保育ニーズに対応するための保育施設の整備、学童クラブの新設、保護者の育児不安の解消につながる子ども広場の開設や乳児家庭全戸訪問などを積極的に推進してきました。

この第一期計画が令和元年度末をもって終了するとともに、幼児教育・保育の無償化をはじめ、その後の子育てをめぐる社会環境が大きく変化していることから、これまでの成果と課題、調査により把握した市民ニーズを踏まえ、第二期小平市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

計画の位置付け・期間

計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度と財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、子どもが健やかに成長する環境の整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体となって取り組むための指針となるものです。計画の一部は、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置づけられます。

計画は、令和 2（2020）年度を初年度とし、令和 6（2024）年度までの 5 年間を計画期間とし、関連計画と整合性を図っています。

■計画の期間

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	...
小平市第三次長期総合計画基本構想	(仮称)小平市第四次長期総合計画基本構想				
第二期小平市子ども・子育て支援事業計画					
小平市子ども・若者計画					
小平市第四期地域保健福祉計画					
小平市障がい者福祉計画	小平市障がい者福祉計画				
小平市障害児福祉計画(第一期)	小平市障害児福祉計画(第二期)				
小平市教育振興基本計画					
小平市特別支援教育総合推進計画(後期計画)	小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画				
小平アクティブプラン21					

計画の対象

子ども・子育て支援法に基づき、国の基本指針を踏まえ、就学前児童、就学児童（小学校 1 年生～ 6 年生）及びその保護者（子育て家庭）としました。



計画の基本理念

第一期計画を継承するとともに、小平市が子ども・子育て支援を推進するに当たり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

基本理念

みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら

基本的な視点

様々な子育て家庭を支える視点

安全・安心な子育てができる環境をつくる視点

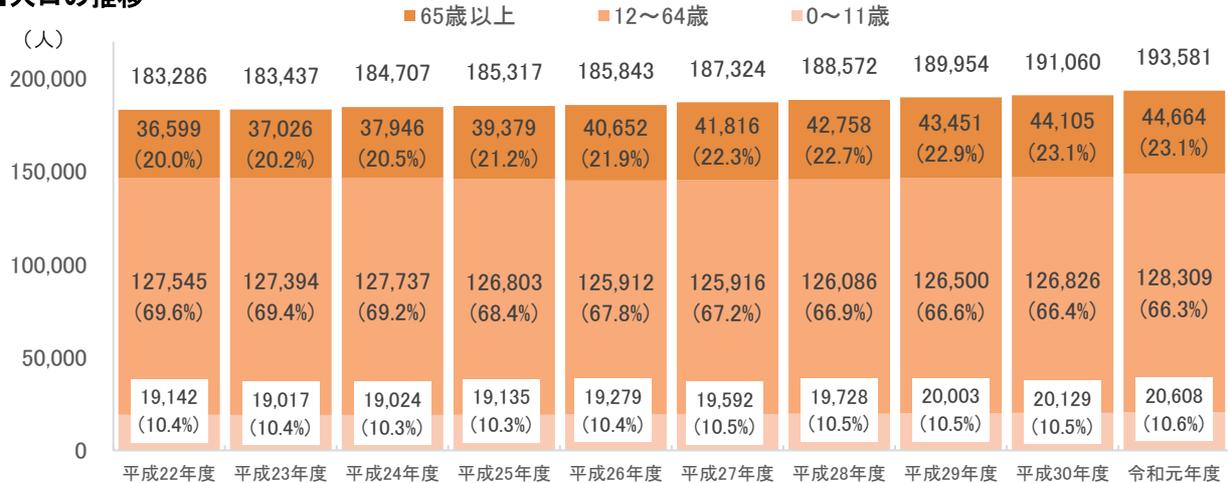
地域で子育てを支える視点

小平市の状況

平成26年度から令和元年度までの各年度4月1日現在の住民基本台帳の人口データを用いて、コーホート変化率法により将来人口の推計を行いました。0歳から11歳までの年齢別人口推計は次のグラフのとおりです。

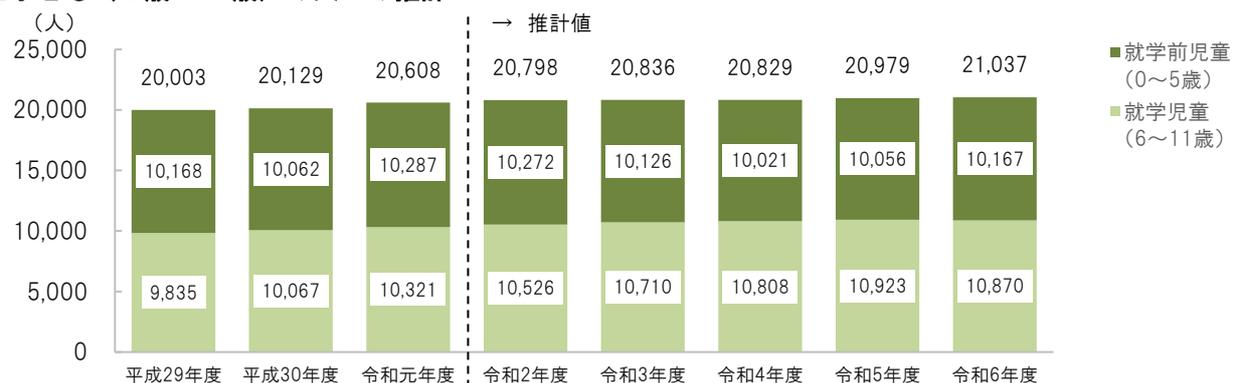
人口の推移からも、総人口と子ども（0歳～11歳）の人口ともに増加傾向にあることから、0歳から11歳までの人口は令和2年度に20,798人、令和6年度に21,037人となると推計されます。

■人口の推移



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）
 ※百分率の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示。
 四捨五入の影響で、合計が100%にならない場合があります。

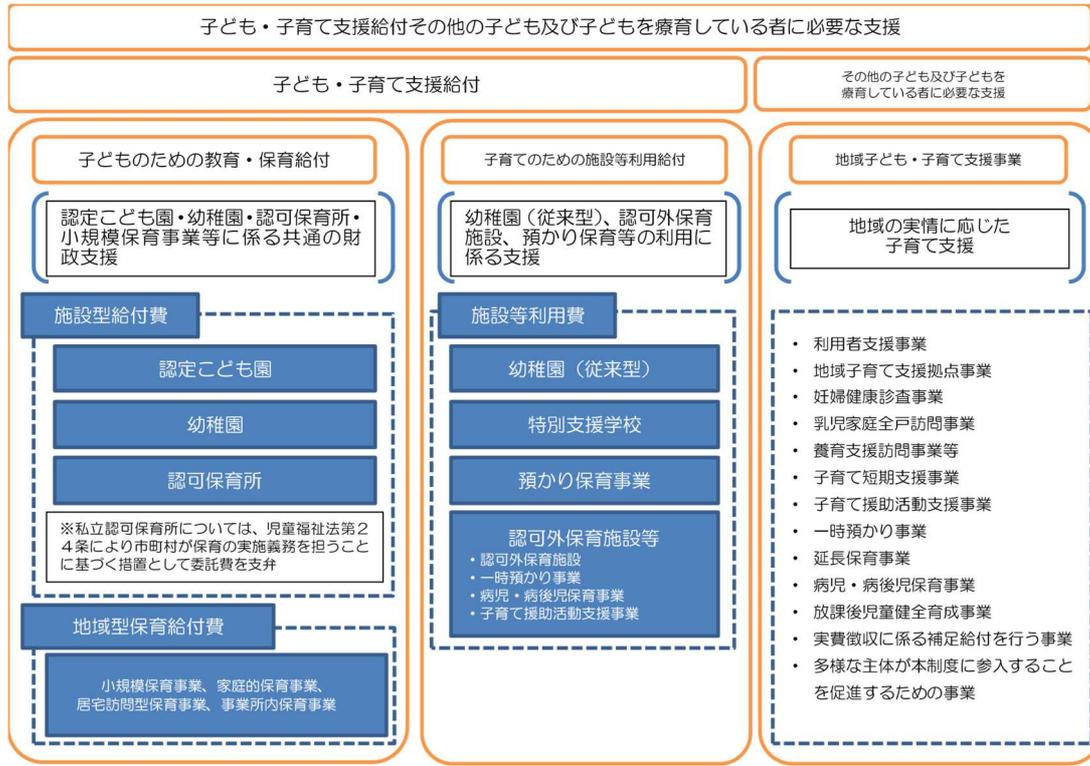
■子ども（0歳～11歳）の人口の推計



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年度4月1日現在）

施策の展開

乳幼児期の教育・保育サービスの施設や事業の概要



子どものための教育・保育給付認定

認定区分	対象となる子ども		利用施設
1号認定 教育認定	満3歳以上	教育のみを必要とする	・新制度に移行した幼稚園 ・認定こども園(教育部分)
2号認定 保育認定	満3歳以上	教育および保育、または保育を必要とする	・認定こども園(教育部分および保育部分) ・認可保育所 ・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業(地域枠)
3号認定 保育認定	満3歳未満		

子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象となる子ども		子ども・子育て支援施設(事業)
1号認定 教育認定	満3歳以上	幼稚園利用必要とする	・従来型(新制度未移行)幼稚園 等
2号認定 保育認定	「クラス年齢」が3歳から5歳の子ども	保育を必要とする事由があり、預かり保育事業等を利用する	・従来型(新制度未移行)幼稚園 ・東京都認証保育所 ・認定家庭福祉員 ・認可外保育施設 ・認定こども園、新制度移行幼稚園 (教育・保育給付認定1号での施設利用に加え、預かり保育等を利用し、保育を必要とする事由がある方のみ) ・一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業(保育部分)、病児・病後児保育事業 等
3号認定 保育認定	「クラス年齢」が0歳から2歳の子ども ※ <u>市民税非課税世帯のみ対象</u>		

乳幼児期の教育・保育

乳幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査などで把握した利用希望などを踏まえ、均衡の取れた乳幼児期の教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、乳幼児期の教育・保育施設の配置状況及び地域の実情などを考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

① 1号認定 【3歳～5歳教育認定：認定こども園・幼稚園】

3歳から5歳までで、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600人	1,554人	1,545人	1,524人	1,538人
②確保方策	3,116人	2,848人	2,848人	2,808人	2,808人

② 2号認定 【3歳～5歳保育認定：認定こども園・幼稚園アットホーム事業・保育所】

3歳から5歳までで、保育の必要性がある認定区分です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,321人	3,225人	3,204人	3,163人	3,193人
②確保方策	2,925人	3,238人	3,238人	3,278人	3,278人

③ 3号認定 【0歳～2歳保育認定：認定こども園・保育所・地域型保育事業所】

0歳児と1・2歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	①量の見込み	407人	404人	407人	420人	420人
	②確保方策	406人	415人	415人	420人	422人
1・2歳児	①量の見込み	1,619人	1,638人	1,598人	1,624人	1,656人
	②確保方策	1,579人	1,645人	1,645人	1,645人	1,665人

地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

乳幼児期の教育・保育施設の利用や子育て支援についての情報を集約し、保護者からの相談に応じ、情報提供や助言を行い、必要に応じ関係機関との連絡調整などを行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	量の見込み・確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型	量の見込み・確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②地域子育て支援拠点事業（子ども広場事業）

子育て支援の拠点として、子育て中の親子の交流や育児相談などを地域の身近な場所で実施します。現在は、地域センター（小川東町・大沼・天神・上水本町・中島）、さわやか館で実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,972人回	15,996人回	15,768人回	16,104人回	16,308人回
②確保方策	16,023人回	16,023人回	16,068人回	16,068人回	16,023人回

③妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、すべての妊婦が健康診査を受診できるように支援を行います。妊娠届を提出したすべての妊婦に妊婦健康診査受診票を交付しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,511人	1,497人	1,510人	1,557人	1,554人
②確保方策	実施場所： 東京都内の各医療機関(各医師会と契約している医療機関及び、個別契約医療機関)、東京都外の医療機関及び助産所については、償還払いにて対応。				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

安心して子育てができるよう、地域ぐるみの支援を推進するため、生後4か月を迎える日までの乳児のいるすべての家庭を対象に、助産師や保健師が訪問し、継続支援が必要な家庭には、養育支援訪問事業につなげています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,526人	1,513人	1,525人	1,573人	1,570人
②確保方策	実施体制:26人 実施機関:健康推進課(新生児訪問指導員、母子保健推進員委託、市保健師)				

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	185件	184件	185件	191件	191件
②確保方策	実施体制:79人 実施機関:子育て支援課、子ども家庭支援センター、委託業者、健康推進課				

⑥子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子ども（2歳～中学校3年生）を市が委託する児童福祉施設で預り、養育します。宿泊を伴う場合もあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	133人日	131人日	130人日	131人日	131人日
②確保方策	361人日	362人日	361人日	362人日	361人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児の放課後の利用部分のみ）

地域において育児（0歳（生後57日）～小学校6年生）の援助を受けたい人（利用会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、会員相互による育児の援助活動を支援します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	低学年	1,433人日	1,457人日	1,463人日	1,474人日	1,434人日
	高学年	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策		1,383人日	1,422人日	1,461人日	1,500人日	1,539人日

⑧一時預かり事業

認定こども園・幼稚園における預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	182,771 人日	177,518 人日	176,358 人日	174,004 人日	175,675 人日
②確保方策	190,535 人日	198,485 人日	206,435 人日	214,385 人日	222,335 人日

認定こども園・幼稚園在園児以外の預かり保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16,495 人日	16,115 人日	15,843 人日	15,933 人日	16,222 人日
②確保方策	19,145 人日	19,177 人日	19,356 人日	19,486 人日	19,616 人日

⑨延長保育事業

通常の利用日及び利用時間以外に、認可保育所などで保育を実施します。公立、私立を含めたすべての認可保育所で延長保育を実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,217 人	2,185 人	2,163 人	2,170 人	2,194 人
②確保方策	3,354 人				

⑩病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関に併設する保育施設で保育士・看護師などが一時的に預かります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,081 人日	2,048 人日	2,028 人日	2,031 人日	2,055 人日
②確保方策	2,340 人日	2,326 人日	2,348 人日	2,330 人日	2,330 人日

⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。小学校1年生から3年生まで（心身に障がいのある児童については6年生まで）を対象としています。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室との一体型として、連携しながら実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	628 人	644 人	633 人	639 人	593 人
	2年生	629 人	631 人	646 人	638 人	643 人
	3年生	621 人	633 人	634 人	651 人	643 人
②確保方策		1,530 人	1,755 人	1,835 人	1,865 人	1,895 人
①量の見込み	4年生	45 人	45 人	46 人	46 人	48 人
	5年生	45 人	45 人	46 人	47 人	47 人
	6年生	43 人	45 人	45 人	46 人	47 人
②確保方策		133 人	135 人	137 人	139 人	142 人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得等の状況を勘案して、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた子どもの保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進する事業です。

次世代育成支援の主な取組

小平市では、子ども・子育て支援法で定められた「教育・保育」の区分ごとの必要利用定員、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保以外に、子ども・子育て支援に関する様々な事業を実施しています。

子どもの居場所・学びの場の充実

- 児童館
- 土曜子ども広場「友・遊」
- 定期利用保育
- おはなし会・絵本のへや
- 放課後子ども教室
- 教育支援室「あゆみ教室」

子育ての相談・交流の場の充実

- 子育てふれあい広場
- 子ども家庭支援センター
- 女性相談室
- 子育て支援講座
- （仮称）子育て世代包括支援センター（ゆりかご・こだいら事業）
- 教育相談室

児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会

ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親相談
- 就労支援

障がいのある子どもへの支援の充実

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 心身障害児通所訓練委託事業
- 障がい児療育事業
- 巡回相談
- こげら就学支援シート

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

- 広報誌「ひらく」の発行と講演会の開催
- 事業者向け懇談会・セミナーの開催

親と子の健康づくりの推進

- ハローベビークラス（母親学級、両親学級）
- 各種健康診査（3～4か月、6～7か月ほか）
- 離乳食・幼児食講座（ステップ・もぐもぐ・かむかむ）

第二期小平市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2年3月発行 編集・発行：小平市子ども家庭部子育て支援課

〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号 042(346)9821（直通） F A X 042(346)9200